

生徒心得

① 一般心得

1. 始業時刻は年間を通じて8時30分。生徒は予鈴の時刻8時25分までに入室すること。
2. (1) 下校時刻は17時とし、完全下校は17時15分とする。
(2) 居残り活動を行った際の下校時刻は18時とし、完全下校は18時15分とする。
3. 欠席・遅刻・早退・欠課・忌引のあった場合は、必ず生徒手帳に所要事項を記入の上保護者の捺印を得て担任に届け出る。欠席、その他が予め明らかな場合は、事前に担任に連絡する。
4. 始業時より終業時まで外出してはならない。但し、特別の事情がある場合には必ず担任にその理由を生徒手帳の所定欄に記入し、許可を受ける。外出から帰ったときには担任に報告する。
5. 休日に登校してはならない。但し、担任または顧問の指導があり、事前に届け出をすれば登校して活動できる。
休日の活動は、原則9時から16時までとする。(在校時間は8時30分から16時30分まで)
6. 通学は靴履きとする。但し、事情により他の履物を使用する場合は、担任に届け出て許可を受ける。
7. 昼食は原則として持参し、教室でとる。
8. 登下校時には交通規則を守る。特に登下校時には通学路が狭く混雑するので速やかに通行する。
9. 原付自転車での通学は絶対禁止する。
10. 自転車での通学は許可制とする。所定の自転車通学願いを生活指導部に提出する。自転車を利用する際は必ずヘルメットを着

用する。

11. 自転車は所定の場所に整然と置く。また、所定の位置にステッカーを貼る。ヘルメットにも同内容を記載したステッカーを貼る。
12. ポスター・印刷物などを掲示・配布したい場合には、生徒会に届け出、許可を受ける。教室・廊下等の塗装壁面には貼ってはならない。
13. 貴重品は各自で厳重に管理すること。貴重品や多額の金銭はできるだけ持ってこない。やむを得ない場合は担任又は顧問に預ける。
14. 紛失したり、盗難にあったりした場合には、担任・顧問及び生活指導部の担当に届ける。
15. アルバイトは原則として禁止する。但し、事情のある場合には担任に届け出て相談する。所定の「アルバイト届」に保護者の承諾を得て担任に提出する。
16. 屋上の使用は原則として禁止する。H.R., 部活動においては、H.R.担任・顧問の指導のもとにある場合のみ使用を認める。使用については、生活指導部の許可を得る。ボール、ラケット、バット類は使用できない。
17. 所有品にはすべて氏名を記入し、学校生活に直接関係のない物は携行してはならない。(遊具など)
18. 校内の美化につとめ、清掃当番は責任を持ってあたる。可燃ゴミと不燃ゴミ(ビニールなど)を分類して捨てる。ペットボトル・カンは別に指定するゴミ箱に捨てる。

② 部活動について

1. 平日の活動時間について

- (1) 活動開始は、全学年の授業終了後（HRがあればHR終了後）活動可能とする。

※清掃活動等のHR活動，委員会，生徒会活動が優先される。

- (2) 活動終了は，17時とし17時15分完全下校とする。
- (3) 延長届提出の場合，活動終了は18時とし完全下校は18時15分とする。
- (4) 活動時間は，平日2時間程度とする。

2. 延長活動について

- (1) 朝の練習は，7時30分から8時20分とする。
 - ① 延長活動については，以下の通りとする。
 - ① 木曜日を含まない平日週3回以内とする。
 - ② 延長活動は18時までとし，18時15分完全下校とする。
 - ③ 延長活動の日の朝練は不可とする。

3. 休日の活動時間について

- (1) 活動時間は，8時30分～16時30分の時間帯で3時間程度を原則とする。

※公式戦等管理職が認めた者は，1日活動を可とする。

- (2) 暑熱対策として，7時30分開始，18時00分終了（18時15分下校）を可とする。但し，この場合，活動時間は2時間程度とし準備片付けを含め3時間を超えないようにし，顧問が必ず下校完了まで立ち会うことを前提とする。

4. 休養日について

- (1) 週当たり2日以上の休養日を設ける。原則、平日に少なくとも1日、週休日に少なくとも1日を休養日とする。
- (2) 週休日に休養日が確保できなかった場合は、平日の他の日に振り替え、週当たり2日の休養日がとれるようにする。

5. 考査前、考査中の活動について

- (1) 考査1週間前、考査中（考査最終日を除く）は、活動を禁止する。
- (2) 公式戦直近の場合、5(1)期間であっても活動を認める。但し、活動時間は平日1時間程度、週休日は3時間を限度とする。早朝、延長活動は不可とする。
- (3) 公式戦直近であっても、学校生活怠慢、学業、成績不振である者は、活動不可とする。

6. 確認事項

(1) 登下校の服装について

- ① 平日（授業のある土曜日）については、制服を正しく着用する。
- ② 週休日、休日、休業中については、制服を着用か、部活動で揃えた移動着での登下校を認める。

(2) 駐輪場所について

年間を通して、指定された場所に駐輪する。

③ 休業中の心得（夏季・冬季・春季）

1. 登校・校内生活に関する注意

- (1) 登下校には必ず正規の服装を着用する。靴以外の履物（サンダル・下駄など）での登校は禁止する。
- (2) 在校時間は 8 時 30 分から 16 時 30 分までとする。
- (3) 土曜日・日曜日や祝日に活動する場合には、事前に届け出る。（一般心得 5 参照）
- (4) 冬季休業中（12 月 29 日から 1 月 3 日の 6 日間）は、登校禁止とする。
- (5) 使用した教室，その他の場所は必ず清掃し，整理整頓しておく。

2. 旅行に関する注意

旅行に行く時は，保護者と十分な話し合いをして，安全に気をつける。

3. 交通事故防止に関する注意

交通規則を遵守し，不測の事故を防止するようつとめる。

外出の際は，行く先・同行者・時間などを保護者に連絡しておく。

4. その他の事故防止に関する注意

- (1) 飲酒・喫煙・薬物などの誘惑のおそれのある場所や機会をさけるよう注意する。
- (2) 夜間の 1 人歩きなど特に単独行動は避ける。

5. 本校生徒に事故または異変が生じた場合には，直ちに学校又は担任に連絡する。

④ 忌引規定

1. 近親者に不幸のあった場合は、次の通り忌引の取扱いをする。
父・母（7日以内）
祖父母・兄弟・姉妹（3日以内）
伯叔父母（1日）

⑤ 諸願（届）書様式

願（届）書には下記のものがある。

1. 休学願
2. 退学願
3. 復学願
4. 転学願
5. 住所変更届
6. 生徒証再交付願
7. 学校生徒運賃割引証明書交付願
8. 外出許可願

5～7の用紙は学校経営企画室にある。

8は生徒手帳の「諸届・許可欄」に記入する。

〔注〕学校・家庭連絡欄，欠席・欠課・見学・遅刻・早退・異装・
外出・忌引届の記入欄は生徒手帳にある。

⑥ 考査に関する注意

1. 席順は指定された席に，出席番号順に着席する。
2. 考査開始前までに通信機器等の電源は切り，鞆の中にしまう。
3. 教科書その他の携行品は鞆の中にしまい，机上には筆記用具以外，何も置かない。
4. 机の中は空にし，毎時間，考査実施前に確認する。また，考査実施中についても問題用紙等を入れるなど，疑わしい行為はしない。

5. 消しゴム，その他の物品の貸借はしない。
6. 許可なく下敷きは使用しない。
7. 問題用紙及び答案用紙以外は，いかなる紙片も一切持たない。
8. 考査実施中の膝掛けの使用は，毎時間，考査実施前に，使用の有無を考査監督者に確認し，許可を得て使用すること。

⑦ 台風等の災害，災害時予想時の登下校について

1. 台風等の災害，災害予想時の登下校について，東京 23 区東部（台東区，墨田区，江東区，荒川区，足立区，葛飾区，江戸川区）のいずれかの区を対象に，大雨，洪水，暴風，大雪，暴風雪警報のいずれかの警報が発令された場合，登校を見合わせ，「自宅待機」とします。なお，休日等の部活動についても，同様の対応とします。
2. 上記警報等が発令され，以下の時刻までに警報が解除された場合の登校時間は，以下の通りとします。

警報の解除	授業	登校時間
6時30分までに解除された時	平常授業	通常 (8時30分)
8時30分までに解除された時	3時間目から授業	10時30分
11時までに解除された時	5時間目から授業	13時15分
11時になっても警報が解除されない時	自宅学習日	

3. 自然災害等による交通機関の「計画運休」が実施された場合，大きな混乱が予想されます。出欠席については考慮しますので，無理をせず，自宅で待機するようにしてください。

4. 登下校時の注意について

- (1) 道路や歩道が冠水等で通行困難な場合、自転車は避け、公共交通機関を利用してください。
 - (2) 警報が解除された場合でも、安全に十分留意して行動してください。
 - (3) 公共交通機関の運休、及び復旧の見込みがない場合や、風や雨が強く、身の危険を感じる場合は、登校途中であっても帰宅し、担任へ連絡してください。
5. 気象情報は、NHK ニュース、気象庁ホームページ等で確認してください。
6. 特別警報が発令された場合は、自治体の指示に従ってください。
7. 学校にいる時間帯に警報が発令されるなど、下校に際して危険等が予想される場合は、教員の指示に従ってください。

服 装 規 定

【冬服・夏服】

11月1日から4月末日までは冬服，6月1日から9月末日までは夏服とする。ただし，5月，10月は移行期間とし，冬服，夏服のどちらでも可とする。制服は正しく着用し，着崩してはならない。制服の加工は禁止とする。

【詰襟学生服タイプ】

1. 冬服は黒の詰襟学生服を用い，左襟に校章をつける。夏服は白のワイシャツの無地（木綿または混紡）とし，略章を左胸につける。夏期でも気温の低い時や体調不良の場合には学生服を着用してよい。
2. 気温により，校内及び登下校時にベスト・セーター・カーディガンを着用することを認める。無地（模様のないもの），色は黒・紺・グレー・白・ベージュの5色とする。
3. 靴は通学用として黒の学生靴を用いる。なお，布製スポーツシューズの類も可。（色や形は華美にならないもの）
4. その他，靴下（白・紺・黒・グレーの単色でワンポイントを原則）・Tシャツ（白の無地，ワンポイントを原則）などについても華美にならないものを用いる。

【セーラー服タイプ】

1. 本校指定のセーラー服・冬スカート（冬服），本校指定のセーラーブラウス・夏スカート（夏服）。
2. 黒リボンタイを用いる。
3. 気温により，制服の上にベスト・セーター・カーディガンを着用することを認める。無地（模様のないもの），色は黒・紺・グレー・白・ベージュの5色とする。
4. 夏冬とも左胸に校章をつける。

5. 靴は通学用として黒のローヒールの学生靴を用いる。なお、布製スポーツシューズの類も可。(色や形は華美にならないもの)
6. 靴下は黒の厚手のストッキング、あるいは白・紺・黒の3色として、単色でワンポイントのソックスを原則とする。

〔その他〕

1. 冬の寒い時、コート等の防寒着を着用する場合には、無地で装飾のないものに限る。形も地味なものとし、皮革品やその類似品、ジーンズ生地の際は禁止する。防寒着の着用は原則校舎内不可とする。
2. 服装はすべて質素を旨とし、本校生徒としての自覚、誇り、責任をくずさないように心がける。
3. 履物は、通学靴、校舎用上履、体育館専用履、グラウンド履(運動場)と区別して使用する四足制である。校舎用上履・体育館専用履は学年指定色とする。
4. 頭髪については、活発な学習活動ができる清潔なものとする。(パーマメント、染毛、逆毛は禁止する)
5. 装身具(ピアス・指輪・首飾り・マニキュア等)はつけないこと。顔や指などのメイク(化粧)はしないこと。
6. 体育の服装については、男女とも本校指定の運動着とする。
7. 止むを得ない事情により異装する場合は、必ず H.R.担任に届け出て許可を受ける。